


令和 2 年度松山地区技能章キャンプ

「新型コロナウイルス感染症対策」

技能章キャンプを行うために、策定したものです。

参加のスカウト、指導者、保護者など関わる全ての人に共通する「感染予防」のために作成し、感染予防対策を実施しての開催を行います。

1. 基本事項

- (1) “**新しい生活様式**”は、社会のマナーとしてではなく、**社会のルール**として、スカウト・指導者共に、改めて今後の生活における新型コロナウイルスの感染対策の指針として生活に活かすこと。
- (2) 開催 14 日前（9 月 7 日）以降、愛媛県内に感染者が発生した場合や、県内外の修学旅行等の学校行事に関係して感染者が発生した場合など県内外の感染状況、感染者数等の情報を参考に、実行委員会で実施の可否を協議する。
- (3) 使用する施設は、出来るだけ消毒を行うとともに、手洗い、手指消毒を積極的に行う。使用する施設は、指定する。
- (4) 3密の回避(密集・密接・密閉)に取り組む。
 - (ア) 関係者全員の体調管理を行う。
 - (イ) 関係者全員が、基本マスク着用とする。
 - (ウ) 【別紙 6】「健康観察記録票」※の提出を条件とする。
参加スカウトと共に、指導者・奉仕者も必要です。
※受付での混雑を避けるため、記入漏れがないようにしてください。
- (5) 参加不可の条件(関係者全員、送迎の保護者も含む)
 - (ア) 開催 4 日前（9/17）以降、体調が良くない者
(例 発熱・咳・喉の痛み・倦怠感などの症状がある場合
健康観察記録票をご参照ください。)
 - (イ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (ウ) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - (エ) 過去 14 日以内に感染が拡大している県外への旅行を行った者又は当該者との濃厚接触がある場合
(旅行には、遠征・出張・里帰り等の移動を含む。)
(学校における国内修学旅行については、修学旅行に関する新型コロナウイルス対応ガイドライン等「国内修学旅行の手引き」に基づき、適切な感染防止対策がなされていることを前提に、『過去 14 日以内に体調不良があった者』※とする。)
 - (オ) 参加受付時の検温で、熱がある場合(目安は、37.5 度以上とする)

※技能章キャンプ後、修学旅行を予定しているスカウト（お友だち）もいます。一人ひとり大切な思い出となるよう、スカウト、指導者、保護者など関わる全ての人、いつもと体調が少しでも違う、職場・学校関係（修学旅行先など）その他関係先で新型コロナウイルス感染症の発生などの事柄があるようであれば、参加を取りやめるなど、特別のご配慮を頂きたいと存じます。

おきて：スカウトは友情にあつい



(6) 感染予防対策

(ア) マスク着用

- 技能章講義中は、原則としてマスクを着用する。（参加者、講師、奉仕者等共）マスクは、各自が必要枚数準備する。

（マスクは、日々交換してください。）

☞できるなら午前午後で交換が望ましい また、一度外すと廃棄が望ましい

- 実技指導中は、十分な距離を保つことができる場合は着用しない。
- 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、着用しなくてよい。
- 指導者は参加者と3m以上の距離を保つことができる場合は、着用しなくてよい。
- 指導者と参加者が3m以上の距離を保つことができない場合、マスクの着用、又はフェイスシールドを使用する。（状況により併用）
- 野外炊事など衛生的な対応が必要な場合は、必ず着用する。
- マスクを一時的に外す場合は、直接机に置いたり、ポケットに入れたりせずに、個別にビニール袋に入れて保管する。

※マスクの取り外しの際に触れるのは、紐（ひも）部分のみとし、口や鼻を覆う部分は触れないように、内側に折り、収納する（他の人のマスクと混同しないようにしっかり管理する）。

☞なお、マスクは、外すたびに新しいマスクに交換するのが望ましい。

- 使用済みマスクは、ジップロック等に入れ、封を厳重に保管すること

2. 正しい手の洗い方 救急法【改訂版】p170～p172参照

- 次のタイミングで衛生管理に則った方法の手洗いを行う。
(受付時、炊事・給食の前後、トイレの前後、技能章受講の前後、就寝直前、起床直後)
- 流しには手洗い用の液体石鹸を事務局が用意しておきます。
- 手洗い後は、設置しているペーパータオルを使用するか、自動水栓でない場合は、手洗い後、ペーパータオルで手を拭いた後、そのペーパータオルで蛇口を閉め、ペーパータオルは廃棄する。
- 必要に応じて洗顔する。

※洗顔の理由は、目の周囲、鼻の周囲、口の周囲を清潔に保ち粘膜組織から感染を防ぐためである。人の行動を観察すると、目尻や、鼻、口元を1時間に4～5回は触れる行動をすることが報告されている。

☞期間中は、タオルは使用しないこと。ペーパータオルを使用すること。

※手指の衛生については、液体石けんのほか、手指用アルコールを検討しています。

3. 技能章講義・実技の受講時

- 受講用の机・椅子は、使用者が使用前と使用後に消毒を行う。
- 共用する資材は、使用前と使用後に消毒を行う。
- 消毒液は事務局が準備する。
- 指導者は、スカウトとの距離が保てない場合は、マスクの着用、又はフェイスシールドを使用する。(状況により併用)
- 受講時は、感染防止のため筆記具などの供用を避けるため、必要な文具類は、個人で準備する。
- 技能章によっては、当日資料配布をしない場合がある、その場合は事前にコピーして持参すること。

※物品の消毒については、現在消毒剤として有効であると言われる次亜塩素酸ナトリウムの使用を検討しています。

4. スタッフの宿泊及び風呂・シャワー

- 基本常設テントとし、1棟に1人で宿泊とする。
- 常設テント内の換気のため、入り口は開口しておくこと。
- 常設テントの幕体内側やマットに直接触れないように、エアマット等を持参して敷き、その上で、寝袋内で寝るようにしてください。呼吸困難等がないのであれば、寝る時もマスク着用をお勧めします。(寝具の共有はしない)
- 各自で個別テント持参の場合は、個別テント/1人を認める。その場合のサイトは、常設テント周辺とする。テント同士の出入り口は2m以上あけること
- 個別テントは、1~2人用とする。(張るスペースの関係)
 - 期間中はコロナ対策のためシャワーのみとする。密を避けるため、時間を指定する。ナイロン袋を2枚以上用意し、着替えの汚染防止、シャワー棟内で使用した袋ごと、さらに袋に入れ、ウイルスをテント内およびテントサイト(活動エリア)に持ち込まないようにする。
☞なお、他人と共用で使用することとなるシャワーは、使用しないことをお勧めします。
☞一旦、帰宅し、自宅でシャワーを浴び、石けんで全身を洗い流すことをお勧めします。

5. 期間中の水分補給

- 毎日、必要十分な量を各自持参する。指定した自動販売機を利用することは可能。ただし、売り切れ等もあります。できるだけ事前にご準備ください。また、前日に飲みかけのものは廃棄し、新しくしてください。

6. スカウト弁当

- スカウト弁当は、保冷バッグやクーラーボックスに入れて持参するなど、各自で食中毒対策を行ってください。

- 食事場所はダイニングシェルターとし、1テーブル2人掛けとする。密にならないように、場合によっては、交代制にする場合がある。
- ゴミ処理について、毎回、所定場所(1か所)で回収し、廃棄を徹底する。
※原則、個人で持参したもの(ゴミとなったもの)は、各自で持ち帰ること
各自で衛生的な処置をすること

7. スタッフ給食

- 必要なスタッフには給食を提供する。
- 調理場の“密”を回避するため、レトルト食品を主体に提供する。
- 食器類は使い捨て食器、スプーン、箸を毎回提供する。
- 配給について、テーブルで配給者と受取者側を区分し、受取る側はSOCIAL DISTANCEを確保して無言で移動する。
配給者はマスクの着用、又はフェイスシールドを使用する。
(状況により併用)
なお、戸外であるので遮蔽カーテンは使用しない。
- 配給場所は前年と同じ。コロナ対策(手指消毒、マスク、手袋等)の上、朝・昼・夕毎に配給する。

8. 途中帰宅

- (ア) 体調不良の場合、救護所で対応いたしますが、担当者が帰宅した方が良いとの判断をした場合は、隊長及び保護者に連絡し、帰宅させる。※
 - (イ) 期間中、大会本部の指示したコロナ対策を遵守しないスカウトについては、隊長及び保護者に連絡し、帰宅させる。※
 - (ウ) 途中で、コロナ感染症等の疑いが発生した場合、中止する。
その場合、隊長及び保護者に連絡し、帰宅させる。※
- ※連絡が付くよう各団で体制を整え、速やかに迎えに来られるようにしてください。

9. 終了後の健康観察

- (ア) 技能章キャンプ終了後2週間以内に体調不良があり、コロナ感染症の疑いがある場合は、速やかに団を通じて地区事務局に報告すること。
- (イ) 地区事務局は、会場となった松山市野外活動センターに報告するとともに、愛媛県連盟及び日本連盟に報告する。

10. その他

- (1) 手指消毒等について、アレルギー等があり、専用のものである場合各自で持参すること
- (2) 手洗い・マスクの着用等について、各団において、事前に指導・訓練をしてください。
- (3) 修学旅行等、スカウトの県外移動について、各団で把握に努めてください。また、訪問先の感染情報にも留意してください。
- (4) 『 4. 途中帰宅 』に対応するため、各団において、体制を整え、確実な対応をとれるよう、連絡がとれる状態で、自宅等で待機し、速やかに対応できるようにしてください。
- (5) スカウトの持参品等の装備について、各団において、ご指導願います。技能章の持参品・スマホの衛生処置・マスクなどの感染症対策の個人用品・持薬など、また個人で出したゴミの持ち帰り時の衛生に配慮した準備など、行き帰りの際、これらの荷物をできるだけ、ひとつにまとめること、活動中もひろげないで済むようにしてください。
- (6) 会場で活動する関係者には、手指等の消毒、使用する消毒液などの使い方などを指導する。

11. 参考

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html#h2_4

文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

☆新型コロナウイルス感染予防の心得☆

愛媛県要請の感染回避行動

- 1) うつらないよう自己防衛
- 2) うつさないよう周りに配慮
- 3) 習慣化しよう3密回避



- 1) 『うつらないよう自己防衛』は皆さん日々の生活で注意されていることでしょう、しかし、私たちがもっとも注意することは、2) 『うつさないよう周りに配慮』です。不顕性感染者（感染が成立していながら臨床的に確認しうる症状を示さず、自らが感染源として他者に病原体を感染させてしまう症状のない感染者）であることが現在問題になっています。

※感染経路が判らない原因

現実にもそうしたことが市中ではおこっていることを理解し、自らが「うつさないよう周りに配慮」に心掛けましょう。

「新しい生活様式」で『人との間隔が十分に取れない場合は、症状がなくともマスクを着用とする』とは、そうした意味も含まれています。